

## 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人なかよし会の役員報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬及び費用の支給)

第3条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(補則)

第4条 本規程の改正並びに実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

付 則

この規程は、平成27年2月18日より適用する

特定非営利活動法人なかよし会  
給与規程

## ●等級制度

各人に求められる「仕事の役割」を基軸とした等級制度の導入  
⇒妥当性・公正性が確保できる

- (1) 個々の年齢や勤続年数、バックボーンが異なっても、担当する仕事の内容や実力に応じて公正に処遇される仕組み
- (2) 担当する仕事の役割に応じて評価・処遇の基準が決まり役割に応じて期待される成果・働きぶりによって評価・処遇される仕組み
- (3) 等級は3等級として、MS職層、E職層、G職層として各職層の等級区分定義に従いその役割とする。
- (4) 各職層の等級区分定義は次の通り

等級	等級区分定義
MS職	福祉サービスを安定的に提供することを実現する立場として、組織力を高め、高い生産性と福祉サービスの質の向上を目指し、部下を指導して組織としての福祉サービス力を高める
E職	利用者への福祉サービス提供を安定的・効率的に、質の高いレベルで提供して、周囲の手本となることで、発展に貢献するものであり、また、管理職を積極的に補佐して、一般職の指導にあたり組織の円滑化を図る
G職	利用者への福祉サービス提供活動を上級職の指導、支援を得ながら業務を遂行し、自己の能力と意欲を向上させていくことにより組織の発展に貢献して行く

### (5)等級変更についての基準

等級変更についてはその役割を十分に果たしていると判断されたときに次の要件のもと等級を変更する。

- ① 本人要件 人事考課直近2期の評価が標準評価以上で、かつ該当等級期間における長期欠勤がないもの
- ② 面接要件 理事長、施設長にて該当者と面接し、仕事への取組み姿勢と意欲を判断する。

以上①②の要件を持って等級変更への判断とする。

●評価制度

等級制度導入により、各人に求められる「仕事の役割」に対しての評価制度導入

- (1) 等級制度導入による各人に求められる「仕事の役割」に対しての評価を実施
- (2) 評価項目としては『成績考課』『情意考課』『能力考課』とする。
- (3) 各等級とも 100 点満点として、1 次評価者、2 次評価者がつけて、最終調整を理事長が行う。
- (4) 評価に対する意識については、賃金決め、等級決めの意味合いもあるが、人材の育成、活性化が大きな目的であり、賃金の上下に一喜一憂しないしくみとすることが必要である。
- (5) 評価は、等級区分、等級定義を基本として評価をする。

評価段階	5段階	上から「S」「A」「B」「C」「D」	標準評価	「B」
		S	申し分なくできている	
		A	よくできている	
		B	ほぼ期待通りにできている	
		C	あまりできていない	
		D	できていない	

- (6) フィードバックの実施 1 次評価者が面談を通じて行う

- (7) 評価者訓練実施

評価が公正・公平に出来るように評価者訓練を実施し、評価の精度をアップする。[対象者] 人事考課の1次評価者と2次評価者

- (8) 評価基準

評価段階	基準	分布
S	「申し分なくできている」 ：期待し、求められる水準をゆうゆう上回り、上位等級の役割を十分に果たせるレベルに達している	若干名
A	「よくできている」 ：期待し、求められる水準を十分に満たし、上位等級の役割を大よそ果たせるレベルに達している	10%
B	「ほぼ期待通りできている」 ：期待し、求められる水準をほぼ満たし、職務遂行に支障が生じることはなく、上位等級に挑戦できるレベルに達している	55%
C	「あまりできていない」 ：期待し、求められる水準に達してなく、今一步の努力が必要なレベル	30%
D	「できていない」 ：期待し、求められる水準にはほど遠く、かなりの努力が必要なレベル	若干名

- (9) 人事評価の時期 (昇格・昇給) 評価対象期間 4月～3月  
昇格・昇給 ⇒ 4月1日付

●賃金制度

等級制度、評価制度導入により、賃金項目の見直しと賃金テーブルの改定を行う

- (1) 賃金項目と昇給ルールを見直し、役割や評価結果が反映しやすい賃金制度に改定
- (2) 賃金が「何の対価」であるかを明確にした役割をベースとして賃金水準を設定し、かつ、評価を明確に反映することでより公正な賃金処遇を実現
- (3) 月例賃金は、「生活給」「仕事給」および「手当」から構成される
- (4) 「生活給」は、現状の年齢給を踏襲した、安定的な性格の給与である。
- (5) 「仕事給」は、担当の役割・能力の発揮度に対して支払われる賃金で、等級毎に金額が設定され、人事考課により決定等級に位置付られた役割を反映することによる給与である。
- (6) 手当は、次のとおりとする。

手当	
諸手当	
基準内賃金	施設長手当・主任手当 家族手当・通勤手当
基準外給与	時間外勤務手当・深夜勤務手当 休日出勤手当・年末年始勤務手当

- (7) 人事考課による賃金の変動は次のとおりとする

《生活給》

職層	評価S	評価A	評価B	評価C	評価D
MS職	2号上		1号上		据置
E職	2号上		1号上		据置
G職	2号上		1号上		据置

《仕事給》

職層	評価S	評価A	評価B	評価C	評価D
MS職	4号上	3号上	2号上	1号上	据置
E職	4号上	3号上	2号上	1号上	据置
G職	4号上	3号上	2号上	1号上	据置

- (8) 初任給について

大卒	161,000円	(生活給 76,000円 仕事給 85,000円)
短大卒	140,000円	(生活給 70,000円 仕事給 70,000円)
高卒	119,000円	(生活給 64,000円 仕事給 55,000円)

- (9) 途中入社者の賃金について

最初のスタートは年齢にかかわらず、大卒初任として、過去の経験を加味して位置づけ、2年目にその仕事ぶりから判断する。

等級と賃金

年齢	生活給		仕事給								
	金額	ビツ	G職		E職		MS職				
1号	64,000		1号	55,000		1号	80,000		1号	133,000	
2号	65,500	1,500	2号	56,500	1,500	2号	82,000	2,000	2号	135,500	2,500
3号	67,000	1,500	3号	58,000	1,500	3号	84,000	2,000	3号	138,000	2,500
4号	68,500	1,500	4号	59,500	1,500	4号	86,000	2,000	4号	140,500	2,500
5号	70,000	1,500	5号	61,000	1,500	5号	88,000	2,000	5号	143,000	2,500
6号	71,500	1,500	6号	62,500	1,500	6号	90,000	2,000	6号	145,500	2,500
7号	73,000	1,500	7号	64,000	1,500	7号	92,000	2,000	7号	148,000	2,500
8号	74,500	1,500	8号	65,500	1,500	8号	94,000	2,000	8号	150,500	2,500
9号	76,000	1,500	9号	67,000	1,500	9号	96,000	2,000	9号	153,000	2,500
10号	77,500	1,500	10号	68,500	1,500	10号	98,000	2,000	10号	155,500	2,500
11号	79,000	1,500	11号	70,000	1,500	11号	100,000	2,000	11号	158,000	2,500
12号	81,000	2,000	12号	71,500	1,500	12号	102,000	2,000	12号	160,500	2,500
13号	83,000	2,000	13号	73,000	1,500	13号	104,000	2,000	13号	163,000	2,500
14号	85,000	2,000	14号	74,500	1,500	14号	106,000	2,000	14号	165,500	2,500
15号	87,000	2,000	15号	76,000	1,500	15号	108,000	2,000	15号	168,000	2,500
16号	89,000	2,000	16号	77,500	1,500	16号	110,000	2,000	16号	170,500	2,500
17号	91,000	2,000	17号	79,000	1,500	17号	112,000	2,000	17号	173,000	2,500
18号	93,000	2,000	18号	80,500	1,500	18号	114,000	2,000	18号	175,500	2,500
19号	95,000	2,000	19号	82,000	1,500	19号	116,000	2,000	19号	178,000	2,500
20号	97,000	2,000	20号	83,500	1,500	20号	118,000	2,000	20号	180,500	2,500
21号	99,000	2,000	21号	85,000	1,500	21号	120,000	2,000	21号	183,000	2,500
22号	101,000	2,000	22号	86,500	1,500	22号	122,000	2,000	22号	185,500	2,500
23号	103,000	2,000	23号	88,000	1,500	23号	124,000	2,000	23号	188,000	2,500
24号	105,000	2,000	24号	89,500	1,500	24号	126,000	2,000	24号	190,500	2,500
25号	107,000	2,000	25号	91,000	1,500	25号	128,000	2,000	25号	193,000	2,500
26号	109,000	2,000	26号	92,500	1,500	26号	130,000	2,000	26号	195,500	2,500
27号	111,000	2,000	27号	94,000	1,500	27号	132,000	2,000	27号	198,000	2,500
28号	113,000	2,000	28号	95,500	1,500	28号	134,000	2,000	28号	200,500	2,500
29号	115,000	2,000	29号	97,000	1,500	29号	136,000	2,000	29号	203,000	2,500
30号	117,000	2,000	30号	98,500	1,500	30号	138,000	2,000	30号	205,500	2,500
31号	119,500	2,500	31号	100,000	1,500	31号	140,000	2,000	31号	208,000	2,500
32号	122,000	2,500	32号	101,500	1,500	32号	142,000	2,000	32号	210,500	2,500
33号	124,500	2,500	33号	103,000	1,500	33号	144,000	2,000	33号	213,000	2,500
34号	127,000	2,500	34号	104,500	1,500	34号	146,000	2,000	34号	215,500	2,500
35号	129,500	2,500	35号	106,000	1,500	35号	148,000	2,000	35号	218,000	2,500
36号	132,000	2,500	36号	107,500	1,500	36号	150,000	2,000	36号	220,500	2,500
37号	134,500	2,500	37号	109,000	1,500	37号	152,000	2,000	37号	223,000	2,500
38号	137,000	2,500	38号	110,500	1,500	38号	154,000	2,000	38号	225,500	2,500
39号	139,500	2,500	39号	112,000	1,500	39号	156,000	2,000	39号	228,000	2,500
40号	142,000	2,500	40号	113,500	1,500	40号	158,000	2,000	40号	230,500	2,500

《等級制度の運用》

- 生活給のスタートは64000円として一般職のスタート55000円と合わせ高卒初任とする。
- 短卒初任は、70000+70000の140000円  
大卒初任は、76000+85000の161000円とする。
- 全体的に金額を現状維持に近い形としており、考課制度の運用と合わせた形をとる。

付則

この規定は、平成25年4月1日より適用する

## 特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人なかよし会	事業年度	H30 年 4 月 1 日～H31 年 3 月 31 日
-----	----------------	------	------------------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第 1 項各号に対応しています。以下同じです。

## (1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費 (入会金含む)	150,000 円
賛助会員受取会費	216,000 円
自立支援費等収益	83,963,992 円
就労支援事業収益	1,392,370 円
一般事業収益	327,814 円
サービス推進費	2,822,000 円
社会福祉協議会助成金	30,000 円
受取助成金	364,000 円
受取負担金	651,200 円
受取寄付金	996,723 円
受取利息	915 円
雑収益	65,031 円
	円
	円
合 計	90,980,045 円

## (2) 借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

## (3) その他

なし

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
日本リハビリテーション 実習生謝金	50,000 円	(10,000 円×5 名分)
けやきの森学園 実習生謝礼	5,000 円	(5,000 円×1 名分)
村山特別支援学校 実習生謝金	4,000 円	(4,000 円×1 名分)
東京都社会福祉協議会 お仕事体験謝金	104,000 円	(8,000 円×13 名)
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	









認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人なかよし会	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の数の中に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		○

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	30年4月1日～31年3月31日	12人	0人	0%	0人	0%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい はい	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい はい	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人なかよし会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		12人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	就任・退任年月日
岡崎 昌史		理事長		○						H26.6.1 就任
木村 正		理事		○						H24.6.1 就任
宍戸 明美		理事		○						H26.6.1 就任
千村 由		理事		○						H22.6.1 就任
藤本 さゆり		理事		○						H22.6.1 就任
赤松 絢子		理事		○						H28.6.1 就任
久我 修一		理事		○						H28.6.1 就任
山田 晴男		理事		○						H28.6.1 就任
田邊 了資		理事		○						H26.6.1 就任
松井 智江		理事		○						H30.6.1 就任
須藤 周子		理事		○						H30.6.1 就任
鈴木 潔		監事		○						H30.6.1 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人なかよし会		
伝又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
入金伝票	単票	毎日	7年
出金伝票	単票	毎日	7年
現金出納簿	手書き ルーズリーフ	毎日	7年
総勘定元帳 (現預金出納帳含む)	MF クラウド会計 ルーズリーフ	月2回	7年
仕訳帳	MF クラウド会計 ルーズリーフ	月2回	7年
給与台帳	MF クラウド給料 ルーズリーフ	月2回	7年
固定資産台帳	MF クラウド会計 ルーズリーフ	最低月1回 (随時)	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

## 認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人なかよし会	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		○
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時の価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

## (注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次業) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人なかよし会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意
※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が20万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が20万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人なかよし会
-----	----------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
○					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有・ <b>無</b>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
㊸ 認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人なかよし会	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup> 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		○
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ